

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	東松山市大字岡字八幡一〇三八番地先から	区 間
二五・七五〽四六・〇六	一五・六〇〽三二・九六	敷地の幅員 (メートル)
七三・四六		延長 (メートル)
<p>道路改築工事</p> <p>平成三十年十一月三十日付東松山県土整備事務所長告示第十四号の道路予定区域に、新しく道路区域を追加するものである。</p>		備考